○糸魚川市内部監査実施要領

平成21年７月29日

訓令第28号

（趣旨）

第１条　この要領は、糸魚川市における内部監査の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領において「内部監査」とは、法令の遵守、事務処理のミス防止等の観点から、地方自治法（昭和22年法律第67号）第195条に規定する監査委員による監査とは別に実施する糸魚川市行政組織内部の監査をいう。

（実施体制）

第３条　内部監査は、内部監査員で構成する内部監査チームが実施する。

２　内部監査員は、市職員のうちから市長が任命する。

３　内部監査責任者は、政策監（特命）とし、副責任者は、総務課長及び財政課長とする。

４　内部監査の事務局は、総務課に置く。

（監査対象）

第４条　内部監査の対象は、市長部局及び他の執行機関の事務を処理する課等並びに当該課等が実施している事務とする。

（項目及び基準）

第５条　内部監査の項目及び基準は、次の例による。

⑴　共通項目及び基準

ア　関係法令、条例規則等に違反していないか。

イ　事務処理が適正に行われているか。

ウ　市民の要望に対し適切に対応しているか。

⑵　個別項目及び基準

ア　課等の重点事項の管理進捗が図られているか。

（種類及び実施回数）

第６条　内部監査の種類及び実施回数は、次のとおりとする。

(1)　内部監査　毎年度１回実施する。

(2)　臨時内部監査　市長の指示により実施する。

(3)　追加内部監査　定期監査及び臨時監査において不適正な事項が明らかになった場合で、その是正処置が適切に実施されているか否かを明確にすることが必要な場合に実施する。

（方法）

第７条　内部監査は、監査対象に対する書類審査及びヒアリングにより実施する。

（計画）

第８条　内部監査責任者は、内部監査の計画を内部監査年間計画書（様式第１号）により策定し、市長の承認を得る。

２　内部監査責任者は、前項の内部監査年間計画書に基づき、課等と日程調整を行い、内部監査の実施計画を内部監査実施計画書（様式第２号）により策定する。

（実施手続き）

第９条　内部監査責任者は、内部監査の実施の前に内部監査実施通知書（様式第３号）により所属長に通知し、内部監査チェックリスト（様式第４号）を作成する。

２　内部監査チームは、内部監査チェックリストに基づき内部監査を実施する。

（結果の評価）

第10条　内部監査結果は、次に掲げる区分の例により評価する。

(1)　重大な不適正　市民に重大な影響を及ぼす可能性のある不適正な場合

(2)　軽微な不適正　単発又は一時的に発生している不適正な場合

(3)　適正　前２号に該当しない場合

（結果の報告）

第11条　内部監査責任者は、内部監査の結果を内部監査報告書（様式第５号）により市長に報告する。

２　内部監査責任者は、内部監査により不適正を発見したときは、是正処置指示書（様式第６号）を前項の内部監査報告書に添付する。

３　市長は、内部監査報告書及び是正処置指示書の内容を確認し、内部監査結果通知書（様式第７号）を所属長に送付するとともに、該当する所属長に対し、是正処置指示書により是正を指示する。

（是正処置の実施）

第12条　是正処置指示書により是正の指示を受けた所属長は、是正処置計画書（様式第８号）により是正処置計画を定め、部局長の承認を得た上で、内部監査責任者に提出する。

２　内部監査責任者は、前項の是正処置計画書の内容を確認し、是正処置の計画を適切と認めるときは、所属長に対し、計画どおりの是正処置の実施を指示し、是正処置の計画を適切でないと認めるときは、是正処置計画書にその理由を記載し、所属長に対し、是正処置の計画の修正を指示する。

３　前項の規定による修正の指示を受けた所属長は、是正処置の計画を修正し、部局長の承認を得た上で、是正処置計画書を再度内部監査責任者に提出する。

４　是正処置を実施した所属長は、その結果を是正処置報告書（様式第９号）により、部局長の承認を得た上で、内部監査責任者に報告する。

５　内部監査責任者は、前項の是正処置報告書に追加内部監査の結果を記入し、所属長に返却する。

（追加内部監査）

第13条　内部監査責任者は、前条第４項の是正処置報告書を確認し、その是正処置が適切に実施されているか否かを確認するため、必要と認めるときは、追加内部監査を実施する。

２　内部監査責任者は、追加内部監査を実施したときは、その結果を内部監査報告書により市長に報告する。

３　市長は、追加内部監査の結果を確認し、是正処置の内容が不十分であると認めるときは、該当する所属長に対し、更に是正処置を求め、内部監査責任者に対し、不適正が解消されるまで追加内部監査の実施を指示する。

（記録）

第14条　事務局は、内部監査に係る記録を作成し、保存する。

前　文　抄

平成21年８月１日から実施する。

改正文（平成22年３月31日訓令第39号）抄

平成22年４月１日から実施する。

前　文（平成30年４月１日訓令第６号）抄

令達の日から施行する。

附　則（令和８年３月30日訓令第３号）

この訓令は、令和８年４月１日から施行する。